

第 21 回

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会  
会 議 録

開 会 平成15年11月 7日(金)午後2時

閉 会 平成15年11月 7日(金)午後2時55分

江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会



第21回 江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録

召集年月日	平成15年11月7日(金)					
召集の場所	大柿町中央公民館 大集会室					
開会日時及び宣告	平成15年11月 7日(金)午後2時			議長	平口 武	
会議録署名委員	竹本公彦			中島 勝		
委 員  出席 38名 欠席 3名	委員氏名		出欠	委員氏名		出欠
	会長	平口 武		委員	山中孝博	
	副会長	曾根 薫		委員	西中克弘	
	副会長	大津克彦		委員	坪木法子	
	副会長	松井 晃		委員	辻井知明	
	委員	伊藤 富美雄		委員	松岡 則文	
	委員	山木 信勝		委員	小西 ヒフミ	
	委員	才野 久男		委員	丸上 達三	
	委員	竹本公彦		委員	田中 達美	
	委員	前田 鎮夫		委員	沖 也寸志	
	委員	新家 毅		委員	久保田 正信	
	委員	上松 利枝		委員	濱野 博道	
	委員	橘 隆信		委員	竹田 徹男	
	委員	津田 紘吏		委員	丸石 正男	
	委員	加藤 軍一		委員	重田 真澄	
	委員	新家 勇二		委員	村上 浩司	
	委員	中島 勝		委員	青木 早苗	
	委員	大原 和義		委員	澤 裕幸	
	委員	西濱 英之		委員	上田 武弘	
	委員	丸新 マサエ		委員	林 岩雄	
	委員	木葉 登喜夫		委員	原田 繁一	
	委員	川野 保				

顧問 オブザーバー	顧問氏名		出欠	オブザーバー氏名		出欠
	顧問	城戸常太	/	オブザーバー	佐原捷三	
	顧問	山田利明	/	オブザーバー	増井忠男	
	顧問	高橋雅洋	/	オブザーバー	横山修三	
	顧問	河原実俊		オブザーバー	毛利下隆男	
	顧問	安井裕典	/			
	顧問	沖井修	/			
合併協議会 事務局	事務局長	東谷寛明	班員	仁城靖雄		
	班員	土手三生	班員	猪垣英治		
	班員	平井和則				
	班員	峰崎竜昌				
	班員	島津愼二				
	班員	福岡洋				
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 顧問あいさつ
- 4 議題
  - ( 1 ) 協議事項
  - ( 2 ) 会議録署名委員の指名
  - ( 3 ) その他
- 5 閉 会

## 会議の経過

土手班長	<p>皆さま方には大変お忙しいところ、本日の会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>ご案内の時刻となりましたので、ただ今から「第21回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会」を開催させていただきます。</p> <p>本日の会議は、次第に沿って進行させていただきます。それでは開会にあたり、平口合併協議会会長がごあいさつを申し上げます。それでは平口会長よろしく願いいたします。</p>
平口会長	<p>どなたもこんにちは。このたびの会は昼間になりまして、大変恐縮いたしております。お仕事の都合で大変難しい委員さんもおられたのではないかと思いますけれども、どうぞお許しをいただきたいと存じます。本日は先般来の懸案事項でございます案件につきまして、ご審議をいただく訳でございます。できるならば速やかなるご審議のほどをお願い申し上げたいと存じます。また、この会に県議会議員の河原先生がお見えでございます。お忙しいところ厚くお礼申し上げます。後ほどまたごあいさつを頂戴いたしたいと存じます。簡単でございますが、開会のごあいさつに代えるしだいでございます。ありがとうございます。</p>
土手班長	<p>次に、顧問に就任いただいております広島県議会議員の河原先生よりごあいさつを頂戴いたします。それでは、河原先生よろしく願いいたします。</p>
河原顧問	<p>皆さま大変ご苦労さまでございます。中断をして今日までの期間、私も大変心配をしておりました一人でございますが、本当に大変なご苦労があったと思っております。そしてその間、委員の皆さま方、町当局の皆さま方、関係者の皆さま方がこれまで協議をしてきたことへの再確認、そのことを極めて丁寧におやりになられました。そして、そういう作業を通じて4町町民の方々のご意志を再度確認されるという大変骨の折れる仕事ではございますが、極めて大事な作業をして来られました。昔から「雨降って地固まる。」という言葉がございますが、まさに私はその言葉を心からかみ締めているような気がいたします。これからはよいよ最終の段階を迎えるようでございますが、どうぞ、新しい希望のある市の建設に向かって、これから格段の</p>

	<p>努力をしていただきますように、心からご祈念を申し上げます。そして、私ども県議会におります者もその自らの立場で精一杯応援をさせていただき所存でございます。本日は誠にご苦労さまでございます。ありがとうございました。</p>
土手班長	<p>河原先生には、ご多忙中にも関わらずご出席をいただき、また、貴重なお言葉を賜りまして誠にありがとうございました。</p> <p>なお、本日の会議には、在任委員41名中出席者38名、欠席者は3名でございます。よって、協議会規約第10条第1項の規定により委員の2分の1以上の出席があり、会議成立の定足数に達しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>それでは、早速、協議に入りたいと思いますが、協議会規約によりまして、議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行は、平口会長にお願いいたします。</p>
平口会長	<p>では、恒例に従いまして議事の進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、協議第6号、再協議でございますが、「合併の期日について」は、小委員会でご審議いただいておりますので、小委員会規程第7条に基づきまして、青木委員長さんにその経過のご報告をいただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
青木委員 (小委員会委員長)	<p>それでは、小委員会からご報告申し上げます。</p> <p>小委員会では、合併協議会から付託を受けた「合併の期日」と「新市の新庁舎の位置」について審議を再開いたしました。去る11月1日と4日に、第9回と第10回の小委員会を開催し、慎重に審議を行った結果、「合併の期日について」の審議がまとまりましたのでご報告させていただきます。当初、委員さんからは、「平成16年10月1日」、「平成16年11月1日」、「平成17年2月1日」の3案の意見が出されました。これにつきまして、できる限り行政や住民サービスに支障をきたさぬ時期、また住民の不利益とならない時期を考慮することを基本に比較検討を重ね、慎重に審議を行いました。その結果、「合併の期日は、平成16年11月1日」とすることが、妥当ではないかとの結論に達しましたので、ご報告申し上げます。</p> <p>なお、「新市の新庁舎の位置」につきましては、現在引き続き審議を行っております。審議がまとまりしだい本協議会に報告</p>

平口会長	<p>させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>以上で、小委員会からの報告を終わります。</p>
東谷事務局長	<p>ありがとうございました。では、引き続いて協議第6号「合併の期日について」を事務局から説明させます。</p> <p>それでは、協議第6号「合併の期日について」をご説明いたします。</p> <p>「合併の期日は、平成16年11月1日」といたします。前回の協議会では、合併の期日の年月日については記入せずに提出していましたが、ただ今、小委員会委員長の報告のとおり、小委員会で「合併の期日は、平成16年11月1日」が妥当ということになりましたので、合併期日を記入しまして協議案を提出させていただきました。</p> <p>それでは、合併協議会資料集、皆さまのお手元にありますけれども、この資料によってご説明をいたします。1頁をお開きください。これは合併に係る手続の概要でございます。平成16年11月1日に合併を想定した場合に予想される日程でございます。今年の9月、合併協議会が再開いたしまして、10月に合併に係る協議、現在協議会に提案中でございますが、「合併の期日」、「新市の事務所の位置」、「議会議員の定数及び任期」、それから今は提案されておりませんが、審議中でございますが、「新市建設計画」策定に係る協議、これは県と今から協議をして参りますけれども、案ができしだい協議会に提案する予定でございます。今の予定では16年4月に住民説明会などを行いまして、16年5月合併協定、これは合併協定の調印をするわけでございますけれども、平成16年の5月に合併の議決を各町からいただくということでございます。それから合併議決をいただきましたら、更に事務調整を行います。合併までの11月までに事務調整を行っていきます。例規の策定、事務機構及び組織、給与の再計算、電算統合作業、予算編成作業などを行います。なお、これから合併議決をいただきますと県に合併申請を行います。県は総務省に市設置に関する協議を行います。それから、県は県議会での議決、知事決定の処分、また総務省に届けを出して、来年の11月1日に告示ということでございます。そういうことで、一応こういった日程を予定しております。</p> <p>次に2頁をお開きください。これは合併期日の時期の比較表</p>

でございます。平成16年11月1日と平成17年2月1日と比較してみたものでございます。予算、決算の関係でございますが、15年度の決算につきましては、11月では9月までに各町の町議会で15年度決算を認定すれば新市に影響はないということでございますけれども、中には9月の町議会に間に合わないところもあるかも知れませんが、その場合には新市に引き継ぐこととなります。2月の場合には12月議会で決算認定がほとんど終了しております。それから16年度予算、これは新市でございますけれども、11月の場合は合併後各町の予算を引き継いだ予算となります。主要事業の契約等はこの時期には、ほとんど終了していると思っております。また、2月では旧町の予算執行がほぼ終わっております。後は支払いとか実績報告あるいは経常経費的な予算が残るものと思っております。それから16年度決算、これは新市でございますが、11月に合併しますと半年間事業を経験した職員が行うこととなります。2月の場合は事業をほとんど実施していない職員が行うこととなります。というのは合併して期間があまりありませんので、ほとんど経験がないと言いますか、半年と2カ月間という差があるということでございます。それから17年度予算でございますが、11月の場合は当初予算から新市長の意向を反映した本格予算が編成できるものと思っております。2月の場合は17年の4月から6月は新市長の意向が反映できない暫定予算となる予定でございます。理由は3月定例議会へ新年度予算の上程ができないと思っております。理由は市長選挙などに影響してくるのではなからうかと思っております。それから新市長の決定後、意向を反映した本格予算の編成となりますが、これは6月以降になる見込みでございます。それから18年度予算ですが、国に事業申請が行えるということでございますが、2月の場合には少し反映が難しいのではなからうかと思っております。それから予算編成作業でございますが、これは11月の場合は11月に予算編成などを行いますので、仕事量が分散されると思っております。2月の場合には決算とか予算とか、合併時にかなり集中してくるのではなからうかと思っております。その他として4年後の市長選挙においても当初予算編成作業で同じことが言えるのではないかと考えております。次に財政でございますけれども、11月の場合には合併特例債など財政措置が早期に実現できるものと思っております。特別職等の早期削減による人件費等の抑制ができるのではないかと思います。次に協議時間でございますが、これは県へ合併申請をする

までの協議時間でございます。11月の場合には合併議案を6月県議会へ提案する必要がございます。半年程度の協議期間でございます。2月の場合は合併議案を9月県議会へ提案すれば良く、9カ月程度の協議期間となり、2月の場合には11月と比べると少し期間が長いようでございます。次の3頁ですが、時間的制約でございますが、11月の場合には不測の事態が生じ予定日に合併ができない場合には少し延長が可能となります。2月の場合には不測の事態が生じた場合に後が短いということでございます。次に合併当初の事務量への影響ですが、合併直後に予算・決算事務、市長選挙、新市長へのレクチャー、この場合は進言、助言などの合併事務を行うものの、年度末事務などと分散して行うことができます。それから2月の場合には通常の年度末事務に加えて、予算・決算事務や新市長の選挙、新市長へのレクチャー、進言、助言など合併事務や特別事務が一時期に集中することとなります。次に事務調整でございますが、合併までの事前事務調整でございます。11月の場合は、条例規則等の調整、電算システムの統合、福祉事務所の立ち上げ準備など合併に関する事務調整期間が2月に比べ少し短くなります。2月の場合は11月よりも少し長くなります。それから内部事務の円滑な移行ですが、人事の場合は合併時の人事が半年、それから3月定例人事とありますが、これは内示でございますが、これが近くて、2月に合併した場合には、また3月・4月に人事があることが予想され、2段階となるのではないかと考えております。それから電算とか税務の関係でございますが、11月の場合には、住登外とあります税務の関係ですが、その事務量が少し多く、12月、1月中に完了しなければならないということがございます。2月は税務関係の統合が容易でございます。それから税収納がほぼ完了しております。それから確定申告時期と重なりまして税務電算処理が煩雑となります。それから選挙でございますが、11月の場合、市長選挙は年内に選挙が行われます。2月の場合には、市長選挙は年度末に行うということになります。それから住民異動ですが、11月の場合には通常の住民異動があまりない時期でございます。2月の場合には年度末それから年度始めになりますので、住民異動が集中することが予想されます。それから新市への円滑な切り替え作業のことでございますが、閉庁日において新市の開庁準備作業に集中できるため合併の期日は休日明けが望ましいということで、特に11月1日は月曜日で10月30日は土曜日、10月31日が日曜日ということで、11月1日の前が休

	<p>みということで新市の開庁準備ができるということが、大きなメリットでございます。それから、休日明けであれば電算システム統合、確認作業に時間的余裕がある。これも大きなメリットでございます。それから、月の初日であれば住民生活への影響が少ないと思っております。月中であるならば行政運営において日割りによる按分計算が必要となります。それから参考として、大柿町長の任期、沖美町議会議員の任期をそこに掲げております。</p> <p>次に4頁をお開きください。合併期日の比較表でございます。これは2頁と3頁を簡素化したものでございます。ここに掲げております。</p> <p>それから5頁ですが、最近の合併の状況を掲げております。</p> <p>6頁ですが、今後の合併予定市町村、その下に広島県内の合併予定市町村を挙げております。</p> <p>以上で協議第6号の「合併の期日について」のご説明を終わります。</p>
平 口 会 長	<p>ご提案申し上げましたこの案に対しましてのご意見、ご質問等ございましたらご発言願いたいと存じます。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
西 中 委 員	<p>沖美町の西中でございます。合併の期日の比較というものを出示していただいております。それと小委員会の方では11月1日ということでここに提案しておりますが、私達の町は10月1日ということで、基本線の話をお美町として決めていたが、10月1日とした私達の意見としては、色々なことで11月1日と比較しましても、10月の方が色々なことでメリットがあるのではないかと。と言いますのは、色々なことでトラブルがあっても、1カ月というのは随分と違いがあるのではないかと。それと、11月と10月の違いというか、私は10月の方が合併期日の比較をみても、10月が妥当ではないのかと思うのですが、小委員会として10月と11月の1カ月の差、そこらの意見はどのように出たのか、またどのようになったのかということの意見がありましたら、お知らせいただきたいと思っております。私たちは10月1日という基本線を持っておりますので、11月1日になった小委員会の意見を聞かせていただければよいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>

平 口 会 長	委員長答弁を。
青 木 委 員 (小委員会委員長)	先ほどもご説明しましたように、10月1日と11月1日、次の年の2月1日と3案が出まして、慎重に審議をしまして事務量ということを考えまして、10月1日は事務作業的に大変困難ではないかという意見であり、2月1日はあまりにもギリギリで、もしもということがあるので、11月1日であろうかという小委員会としては何回も色々皆さんから意見が出まして、審議した結果、事務作業的に休日明けで事務作業がスムーズにいったって、住民の皆さまにご迷惑がかかりにくいのではないか、まずは住民第一ということを考えまして、11月1日をこの協議会の方に提案させていただいたさせていただきます。
平 口 会 長	よろしゅうございますか。他にご意見ございませんか。 はい、どうぞ。
西 中 委 員	今の小委員会委員長さんのご発言では、事務的に間に合わないというか、事務的に忙しいと言っておられるようでございますが、1カ月の違いで随分の違いがあるのかどうかということが、私は疑問な点がありますが、そこらのもっと詳しいことの話をお聞かせしてもらえれば、ただ単に11月がよいのか、日曜日を挟むからよいのか、そこらだけの問題で11月にしたのかどうかということをもう一度お聞きしたいと思っております。
東 谷 事 務 局 長	先ほど合併期日の時期の比較表でメリット、デメリットをご説明したわけですが、11月1日月曜日のメリットでございますが、住民サービスの向上、それから事務の効率化のために行政事務のほとんどをコンピューター処理、あるいはネットワーク化が図られております。市町村合併における電算システムの統合は極めて重要な問題でございます。特に住民情報システム系については合併時に住民サービスに支障を招かないよう準備する必要がありますが、オンライン業務系の稼働テストなどは平日であれば業務の終了後、17時15分後に行わなければならない状況がございます。そのために、合併期日が月曜日の場合、土曜・日曜日に十分な統合稼働テストを行うことができます。また、今までに経験のない大きな、職員の

	<p>異動や器具・機材など移転作業が必要となってくるのではなからうかと思っております。新市の開庁準備作業も同じく、土曜日、日曜日に行うことができます。住民の皆さまに新市への円滑な移行が可能となってくるのではなからうかと思っております。</p>
西 中 委 員	<p>ここに書いております10月1日と11月1日の違いというのは、10月1日が金曜日であるので電算などのトラブルに対して土曜、日曜で対応できるというのと、11月1日の土曜、日曜で引越しや電算移行ができるというこれだけの違いですか。その事務が住民に迷惑がかかるということで決めたのですか。そうとってもよろしいですか。</p>
青 木 委 員 (小委員会委員長)	<p>そのことにつきましては、10月と11月と2月の意見がありました。2月と10月の両方の意見がありまして、2月までにすると事務的には事務方からみるとスムーズにうまくいく。でも2月では3月31日までという期限にあまりにもせまっているので、それなら10月と2月、4カ月の差ですから、それで1カ月ずらすことで2月の意見の方にも納得をしていただく、そして10月の意見の方にも納得をしていただくということで、両方の意見を取りまして11月1日、そうするとちょうど月曜日であるということも考えまして、2月という意見もありました。10月と11月だけで話をしたわけではありません。10月、11月、2月の3つの案で審議をしたことで、そういう関係上11月1日という意見に小委員会としてはまとまったしだいでございます。</p>
平 口 会 長	<p>その他、ご意見ございませんか。 はい、どうぞ。</p>
新家(勇二)委員	<p>能美町の新家でございます。今回この協議第6号を提案されているわけですが、これは、次回の時に採決という形をとられるのか、先ほど西中委員がおっしゃったように10月1日とか他の日を含めて決を採られるのか、次回どのような形になるのか、教えていただきたいと思います。</p>
平 口 会 長	<p>前に約束したとおりでございます。その日にすぐ採決はしな</p>

	いとお約束しております。それは変わっておりません。
新家（勇二）委員	そういう意味ではなく、次回の時にどのようにどういように提出されるのかを聞いたわけです。今日のことではないです。次回の法定協議会でどのような形で決をとるのか、どうなのかということです。
平 口 会 長	今まで何度か申し上げておりますとおり、今日は継続審議という形でおきまして、次の会議に再上程いたして、次の回では結論を出していただきたいとこのように考えております。
新家（勇二）委員	この11月1日だけで決をとるといいますか。
平 口 会 長	そうです。
新家（勇二）委員	分かりました。
中 島 委 員	能美町の中島です。次回11月1日で採決をするというご発言でございましたが、次回に発言が許されると思っておりましたが、今言っておかなければ間に合いませんので、我々の考えを申し述べさせていただきます。我々は結論から申しましたら17年の2月1日を希望しております。なぜならば私達の町はご承知のとおり今月末に議会議員の改選がございます。そういう非常に窮屈な状態にもありまして、この合併はせっかくここまで再開ができて、これは決して壊すことはできないと我々は思っておりますし、必ずやこの合併を成し遂げなくては行けないという気持ちは皆さんと全く同じでございます。つきましては、能美町議会が召集されまして、そして議会構成等が済みまして、最終的には4町の住民の皆さんが理解を深めて、そして皆で、先ほど河原県議もおっしゃいましたけれども、希望を持って肩をたたいて良い町を作ろうというところに主眼をおきませんと、また不測の事態が起きた場合に、もう取り返しはつかないと思っております。そのためにも皆さんの理解を得るために、2月といえども決して十分な期間とは思いませんけれども、さりとして11月より2月の方が長いのですが、期間が長いからダラダラやるのではなくして、与えられた2月までの期間に、

我々能美町としては町民の皆さまに、どうしても合併しなければならぬ、合併しなければならぬことは、前回以来、我々も承知しておりますし私も思っていますが、全4町の島民の悲願でございます、当然立派な合併を成し遂げなければいけないと思っております。それについても、やはり町民の理解と協力をしっかり受け取って、そうしてしないと新しい市ができて、わだかまりが残るようではいけませんし、いずれにしても町民の皆さまは、それぞれの立場において、私は商工会ですけれども、各立場において町民の皆さまに我々がここでお願いしたことを持ち帰ってしっかり説明をして、もちろん前向きに合併をするためにはこうなのだと、相手もあることでもあるし、ということをお伝えしながら、そして合意を得て、またここで採決に我々も臨みたいし、その努力を怠りませんと先般申し上げましたが、この協議会で皆さまのご発言がなくて、そして生煮えのまま持って帰ってそしてまた次へ進むと、ワンステップするときには前回はきれいにクリアをしていかないと段々と不満が募りまして、また町民の中に「何だこんな合併なら」という気分が出てくることを一番危惧しております。従って、私は決して反対ではございません。立派な素晴らしい合併がしたいわけでございます、そういう観点からも、先ほどから私もメリット、デメリットに × を付けてみましたが、どの案も似たようなものでございます。できましたら私どもとしては住民の理解を得て、そして、必ず失敗は許されないわけですから、2月で是非やっていただきたいという気持ちを持っておりますので、一応報告をしておきます。以上です。

平 口 会 長

暫時休憩をいたします。

<休憩5分>

平 口 会 長

休憩を解いて再開いたします。

本案につきましては、本日はそれぞれ各町へお持ち帰りいただきまして、町議会や住民の意見も十二分に信託していただき、次回の協議会に各町のご意見を集約したものをお持ちいただきまして、この会で協議し決定する方法をとりたいと思っております。

この案でご理解をいただければ、採決いたしたいと存じます。この案に賛成の方の起立を願います。

<p>&lt; 委 員 &gt;</p>	<p>( 起立 )</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>起立全員でございます。ありがとうございます。  それでは、協議第6号(再協議)「合併の期日について」は、  次回の協議会に各町のご意見を集約したものをお持ちいただき、  協議し決定する方法をとりたいと存じます。ありがとうございました。  次に協議第64号「第22回合併協議会の日程について」を  事務局から説明させます。</p>
<p>東谷事務局長</p>	<p>それでは、協議第64号「第22回合併協議会の日程について」  をご説明いたします。  次回の第22回合併協議会は11月14日金曜日午後2時開  会ということでお願いしたいと存じます。場所は大柿町中央公  民館大集会室、この場所でございます。  以上で、協議第64号「第22回合併協議会の日程について」  の説明を終わります。よろしくお願いたします。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思います。  はい、どうぞ。</p>
<p>新家(毅)委員</p>	<p>お尋ねしてみたいのですが、次回も午後2時からとなっている  のですが、今からはずっと昼間ということなのか、それとも、  また夜もあるということなのか、しかもこの時間帯が午後2時  からだとちょっと中途半端なのです。午後なら午後でも構いま  せんが4時位とかという時間帯に組んではもらえないのか、ど  のようにお考えなのかをお聞きしたいのですが。</p>
<p>平 口 会 長</p>	<p>今のところ各町の行事予定等を勘案していきますと、2時頃  やらせていただくのが一番ありがたいのですが。  はい、どうぞ。</p>
<p>久 保 田 委 員</p>	<p>大柿町の久保田ですが、やはり各委員さんにおいても仕事の  関係、あるいは先ほども江田島町の方が申されましたように、  やはり一番中途半端な時間になっていると思います。それで、</p>

	<p>できれば昼と夜の会議を交互でやっていただくように、特に晩の場合でしたら、仕事も済んでおりますし皆が集まりやすいのではないかと思うのですけれど、できれば午後7時位からやっていただくのが一番ベターだと思います。私も他の委員さんからもそういうことを聞いておりますので、是非この件につきましては再度時間帯だけは考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
平 口 会 長	<p>お一人ずつ聞いていると限りなく難しいのですけれども、先ほどの方のご意見で4時頃なら良いがというお話であったのですが、その頃ならよろしいのですか。</p> <p>では、14日はできるだけご希望に沿うように努力して、再度調整してみたいと思います。次からはできるだけ従前と同じように夜にいたしたいと考えますが、いかがでございましょうか。</p>
曾 根 副 会 長	<p>14日はこのままでいって、次回に考慮するとしたらどうでしょうか。</p>
平 口 会 長	<p>14日はできたら14時でよいですか。次回からは夜の7時で検討させていただきたいと存じます。夜の方が、賛成が多いようでございます。</p>
曾 根 副 会 長	<p>14日はこの案でお願いをしたい。その次からはまた考慮すると言っております。</p>
平 口 会 長	<p>はい。そのようにいたしたいと存じます。</p> <p>この案でよろしゅうございますか。</p>
< 委 員 >	<p>はい。</p>
平 口 会 長	<p>そのように決定させていただきます。</p> <p>次に次第3「会議録の署名委員の指名」につきましては、第1回の協議会でご提案申し上げましたとおり、学識経験者の委員の中から、順番でその都度選任させていただいております。今回は江田島町の竹本公彦委員と能美町の中島勝委員に会議録</p>

	<p>署名委員をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いた      します。      他に何かご意見がございましたら、ご発言いただきたいと存      じます。      いかがでございましょうか。</p>
< 委 員 >	<p>ありません。</p>
平 口 会 長	<p>ないようでございます。      本日の議事はこれをもって終了させていただきます。ご協力      ありがとうございました。厚くお礼申し上げます。どうもあり      がとうございました。</p>
閉 会	

以上、第21回江田島町・能美町・沖美町・大柿町合併協議会会議録の内容が正  
 確であることを証明するためここに署名する。

平成15年11月11日

委 員 竹 本 公 彦

委 員 中 島 勝